

○法 務 省
厚生労働省 令第七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九
条第七号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項第五号ロ（同法第三十
二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第七百七条の規定に基づき、外国人の技能
実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

法 務 大 臣 上 川 陽 子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成
二十九年 法 務 省 令 第 一 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能実習責任者の選任に関する経過措置)</p> <p>第六条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。</p> <p>(外部役員及び外部監査人に関する経過措置)</p> <p>第八条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>2 改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第二号へ中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。）」とする。</p> <p>(監理責任者に関する経過措置)</p> <p>第十条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第二項の規定は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能実習責任者の選任に関する経過措置)</p> <p>第六条 改正後規則第十三条の規定の適用については、当分の間、同条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。</p> <p>(外部役員及び外部監査人に関する経過措置)</p> <p>第八条 改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第五項第一号の規定は適用しないものとし、同条第二項第二号へ中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。）」とする。</p> <p>(監理責任者に関する経過措置)</p> <p>第十条 改正後規則第五十三条の規定の適用については、当分の間、同条第二項の規定は適用しない。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。